

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（自治省関係）等の施行について (抄)

平成11年7月16日に公布された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）等のうち、国地方係争処理委員会委員の任命関係、市町村の合併の特例に関する法律関係及び地方公共団体の議会の議員の定数関係を除く部分は、次に掲げる関係政令、省令及び告示とともに、平成12年4月1日から施行されることとなりました。については、下記改正事項に留意の上、その施行に遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

(中略)

5. 地方公共団体の行政体制の整備に関する事項

(1) 地方議会の活性化に関する事項

ア 普通地方公共団体の議会の議員が議案を提出するに当たっては、議員定数の12分の1以上（現行8分の1以上）の者の賛成がなければならないこと。（法第112条第2項関係）

イ 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員定数の12分の1以上（現行8分の1以上）の者の発議によらなければならないこと。（法第115条の2関係）

なお、臨時会の招集の請求に当たっては、会議に付議すべき事件を示して行うこととされているが、法第98条第1項の権限に基づき執行機関の報告を求めて招集を請求する場合もこれに該当するので、十分留意すること。

ウ 議会の検査、調査等について、自治事務及び法定受託事務に対応して、その対象から除外される事務の範囲を定めること。（施行令第121条の3及び第121条の3の2関係）

(中略)

なお、下記の事項については、平成15年1月1日に施行されるが、各地方公共団体においては、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間に、議会の議員の定数に関する条例を制定する必要があることに留意すること。

(1) 都道府県の議会の議員の定数は条例で定めるものとし、これに伴い、当該定数は現行の法第90条1項に規定する都道府県の議会の議員の定数に相当する数を超えない範囲内で定めるものとする等規定の整備を行うこと。（法第90条関係）

(2) 市区町村の議会の議員の定数の見直し等

ア 市町村の議会の議員の定数は条例で定めるものとし、これに伴う規定の整備を行うこと。（法第91条第1項及び第3項関係）

イ 市町村の議会の議員の定数を、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないこと。（法第91条第2項及び第7項から第10

項まで関係)

- (ア) 人口2,000未満の町村 12人
- (イ) 人口2,000以上5,000未満の町村 14人
- (ウ) 人口5,000以上1万未満の町村 18人
- (エ) 人口1万以上2万未満の町村 22人
- (オ) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人